

見 積 依 頼

行財政局総務部総務課

(担当：岡山、増田)

TEL 075-222-3045

FAX 075-222-3838

下記の案件について、見積をお願いいたします。

件名	詳細
職員会館かもがわ敷地内における樹木剪定	別紙のとおり

【留意事項】

- ・ 京都市の競争入札参加有資格者名簿に記載されている市内中小企業を対象とします。
- ・ 見積書の宛先は「京都市長」としてください。
- ・ 見積書は、FAX にて送信してください（契約後、原本の提出をお願いします）。
- ・ 契約業者さまのみ、御連絡させていただきますので、ご了承ください。
- ・ 御不明な点がございましたら、上記担当までお問い合わせください。

職員会館かもがわ敷地内における樹木剪定仕様書

1 作業場所

職員会館かもがわ（京都市中京区土手町通夷川上る末丸町 284）敷地内

※ 「6 位置図」参照

2 実施時期

令和7年9月における平日（時間帯は9時から17時までに限る。）

3 作業内容

職員会館かもがわ敷地において、北側及び南側の境界に向けて枝葉が伸びている樹木計8本について、越境しないよう剪定を行うこと。対象樹木は「10 現場の写真」参照

4 剪定後の枝葉処理

再資源化施設へ持ち込み再資源化すること

5 作業場所までの通路幅

- ・南側：2.8m程度（「7（1）」の写真④参照）
- ・北側：1.2m程度（「7（2）」の写真①参照）

6 工程管理

作業の実施日時については、事前に行財政局総務部総務課に報告することとする。

中間検査は、行財政局総務部総務課の職員が必要と認めた時点・方法により行うものとする。

完了検査は、現地検査により行うものとする。

作業内容が完了していない樹木については手直しを行うものとする。

7 損害の賠償

受託者は、受託者の責に帰する理由により施設等を損傷させた場合、受託者の責任において復旧するものとし、事故等発生の原因及び状況等について速やかに報告することとする。

8 その他

- （1）受託者は、契約履行中に知り得た本市の秘密に属する事項を第三者に漏らしてはならない。
- （2）受託者は、本市の合意がなければ、第三者に対して本契約により生じた権利義務の譲

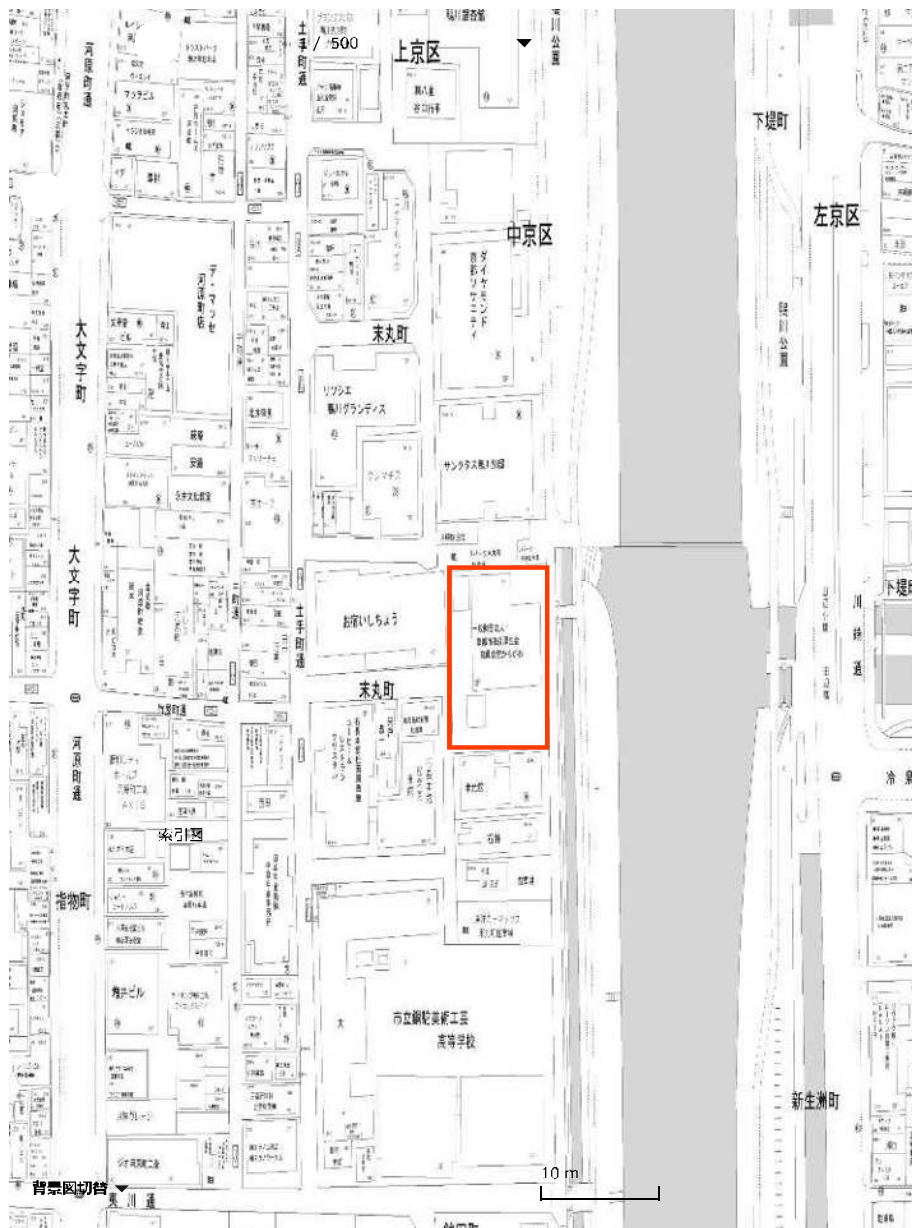
渡又は業務の再委託をすることはできない。

(3) 受託者は、当該業務に関わる範囲以外の場所は無断で立ち入らないものとする。

(4) 業務上における安全衛生に関する管理は、受託者の責任において、関係法令に従う。また、事故等が発生した場合は、受託者の責任において処理する。

(5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、双方協議のうえ決定する。

9 位置図



10 現場の写真

(1) 南側について

○写真①（地上からの様子を西側から撮影）



○写真②（南東側を建物3階から撮影）



○写真③（南西側を建物３階から撮影）



○写真④（南側入口）



○写真⑤（南側における剪定対象を南東側から順に撮影）

・剪定対象①



・剪定対象②



・剪定対象③



・剪定対象④



・剪定対象⑤



・剪定対象⑥



・剪定対象⑦



(2) 北側について

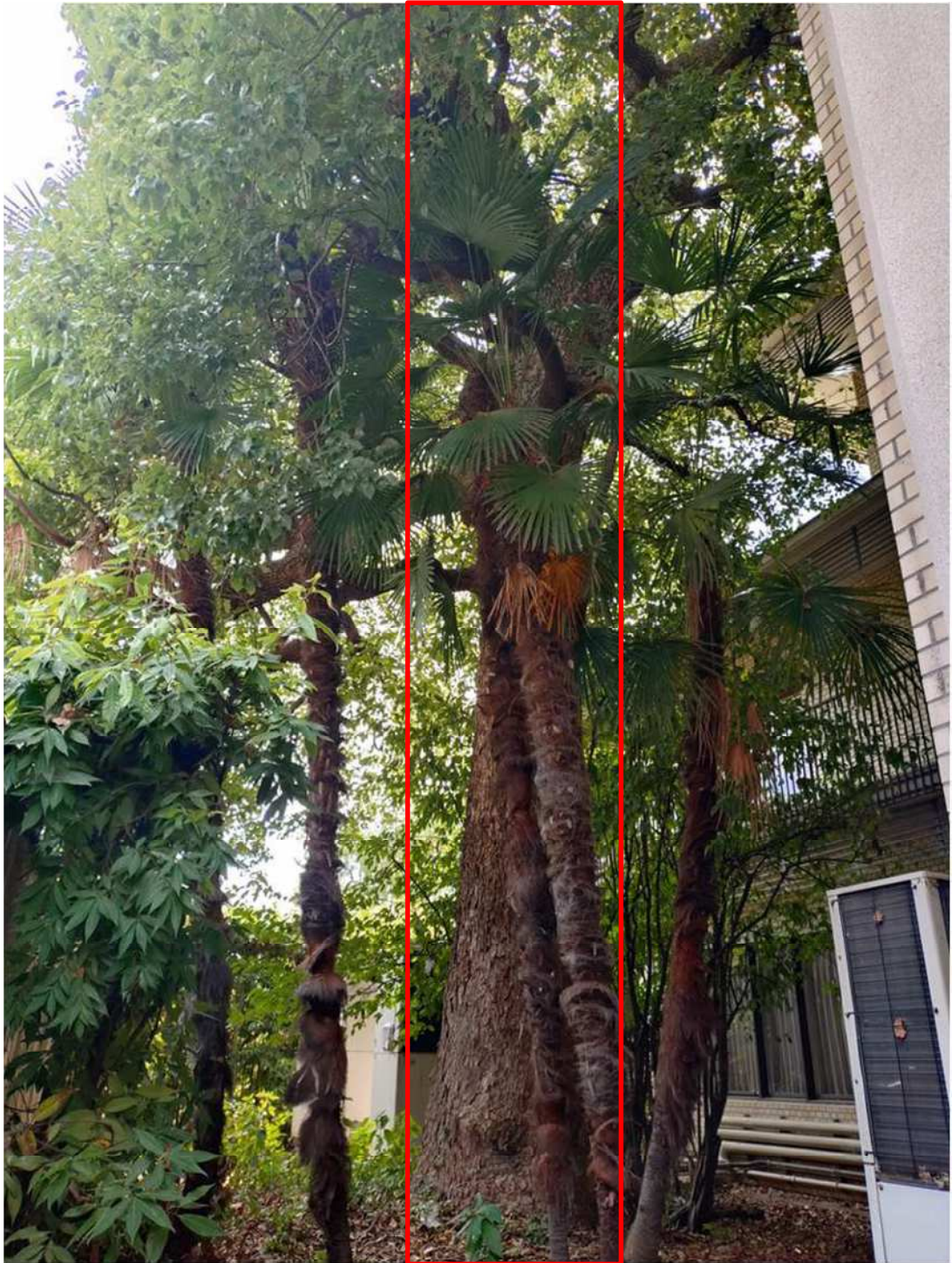
○写真①（地上からの様子を西側から撮影）



○写真②（建物3階からの様子を西側から撮影）



○写真③（北側剪定対象）



○写真④（写真③の枝先）

